

外国人受刑者と日本語教育

—矯正処遇のグローバル化政策の観点から—

宮崎里司

1. 問題の所在

2014年度6月末の在日外国人居住者数（法務省調査）は、208万6,603人と、200万人を超え¹、外国人集住地域をはじめ、それぞれの自治体は、これまでにない多文化共生社会における行政課題の解決に迫られている。筆者は、2002年に包括協定を提携した、早稲田大学と東京都墨田区の産学官連携プロジェクトに参加し、墨田区立文花中学に在籍する外国人生徒に対する日本語学習支援にかかわってきたが、その他にも、フィリピン、インドネシアおよびベトナムから来日したEPA（経済連携協定）による看護師・介護福祉士候補者に対する日本語教育でも実践活動を展開し、加えて、国内刑事施設²における、外国人被収容者（受刑者分類規定によるF指標受刑者 2001年3月22日、法務大臣訓令）のための日本語教育プログラムの開発に強い関心を寄せてきた（宮崎 2011, 2013）。F指標受刑者とは、日本人と風俗習慣を著しく異にすることにより処遇上特別の配慮を要する外国人被収容者と定義づけられているが、2012年末現在、刑事施設におけるF指標受刑者の収容人員は、2,122人（男子1,910人、女子212人）に上り、全受刑者に占める割合は、3.6%となっており、前年末比で12.6%減少している（『矯正統計年報』）が、平成24年中に新たに入所した受刑者について国籍別にその上位を見ると、以下の表1（平成24年外国人新入受刑者数）のようになる。

表1 平成24年外国人新入受刑者数（『矯正統計年報I』平成25年）

① 男子		② 女子	
国籍等	人員	国籍等	人員
総数	549 (100.0)	総数	122 (100.0)
中国	184 (33.5)	中国	49 (40.2)
ブラジル	68 (12.4)	韓国・朝鮮	16 (13.1)
ベトナム	49 (8.9)	フィリピン	14 (11.5)
イラン	40 (7.3)	ベトナム	12 (9.8)
韓国・朝鮮	33 (6.0)	タイ	7 (5.7)
ペルー	24 (4.4)	米国	4 (3.3)
ナイジェリア	16 (2.9)	メキシコ	4 (3.3)
フィリピン	15 (2.7)	英国	3 (2.5)
その他	120 (21.9)	その他	13 (10.7)

こうした受刑者は、日本語の理解力もしくは表現力が不十分なことが特徴の一つとされているが、1998年以降、2007年を除き、来日外国人のうち、少なくとも約9割がF指標に指定されている（『平成26年版犯罪白書』）。ただし、このカテゴリーには、居住・定住型の外国人受刑者も含まれるため、必ずしも、外国人受刑者の強制退去を想定した処遇だけではなく、日本社会への、円滑な復帰や再犯防止に向けた矯正処遇の必要性が高まっている。

そうした中、F指標受刑者の処遇のあり方や留意事項等について、2013年度、矯正局成人矯正課国際受刑者移送係が実施主管となった、「専門研修課程専攻科第634回（被收容者処遇国際化対策）研修」（7月29日～8月2日）が、法務省矯正研修所にて行われ、筆者も、講座「多文化社会と専門分野別日本語教育」を担当した。受刑者移送制度とは、外国において刑の言渡しを受け、その国の刑務所等で拘禁されている受刑者を、国際受刑者移送条約に基づいて母国等に移送³し、その国で刑の執行を行うことにより、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰並びに刑事司法分野の一層の国際協力を図ろうとする制度を指す。日本においては、2003年に、欧州評議会の「刑を言い渡された者の移送に関する条約」を締結（欧州評議会加盟国46カ国、非加盟国18カ国。米国、カナダ、韓国など）した経緯がある。現在、国内に收容されているF指標受刑者の多くは、日本語による意思疎通に問題を抱え、施設内での処遇を行う上で、特段の注意や配慮が求められる。F指標受刑者を收容する施設は、全国に24施設（男子施設21施設、女子施設3施設）あるが、そのうち、福島、府中、横浜、大阪（以上男子刑務所）および栃木刑務所（女子刑務所）では、翻訳・通訳や、その処遇に関する調査と関係機関との連絡調整に関する事務を所掌する国際対策室が設置されており、日本語が理解できないF指標受刑者の多くが使用する、中国語、ペルシャ語、スペイン語、またはポルトガル語のいずれかに堪能な国際専門官が配置されている。

そうした状況を踏まえ、2014年度には、F指標の受刑者対策に関する、より具体的な研修内容に特化した、「専攻科第655回日本語指導指導担当者研修」（7月17日～20日）が、法務省成人矯正課処遇第二・三係が主管となり、上記研修所で初めて行われ、筆者も、刑事施設の担当者に対し、「専門分野のための日本語指導」を行った。この研修は、近年、刑事施設への再犯防止に対する社会的要請や国際化対策への強い要求から、社会文化観、宗教観、食生活習慣、言語等の差異を考慮に入れながら、刑務作業、職業訓練、改善指導（一般改善指導および特別改善指導）や教科指導などの任務に当たる処遇担当刑務官の職務能力の向上を図ること、F指標受刑者に対する日本語教育は、受刑者の多文化・多言語化に対応するための矯正処遇の在り方を考える上で、重要な処遇政策と位置付けられることを認識させることなどを主目的としている。

本稿は、こうした状況を勘案し、刑事施設で、矯正処遇に従事する担当職員が、F指標受刑者に対し、日本語教育の観点から、どのように意識化しなければならないのか、また、それが、矯正処遇のグローバル化とどのように関係しあうのかを考察すると共に、日本語教育関係者が、そうした領域に対し、どのような支援を行い、かつ役割参加すべきかを考察し、提言することを目的とする。

2. F 指標受刑者の日本語能力

『平成 25（2013）年版犯罪白書』によれば、近年、一般刑法犯全体の検挙件数（総検挙件数）および検挙人員（総検挙人員）が減少傾向にある中で、来日外国人の検挙件数および検挙人員も減少している。総検挙人員に占める来日外国人の比率は、過去 20 年間を通じ大きな変動はなく、おおむね 2% 前後で推移している。しかしながら、2012 年における罪名別構成比を見ると、入所受刑者全体と同様、覚せい剤取締法違反（33.3%）および窃盗（32.4%）が最も高く、全体の約 65% を占めていることが明らかになった（図 1 参照）。

国籍等別に見ると、地域ではアジアが、国籍等では中国（台湾および香港等を除く）（43.5%）、ベトナム（11.0%）、韓国（9.8%）、フィリピン（4.6%）の占める割合が増加するとともに、ブラジル（9.0%）が低下し、F 指標受刑者の国籍の多様化かつ分散化がうかがえる。それに伴って、矯正処遇の在り方が深刻な問題となりつつある。また、来日外国人による一般刑法犯検挙人員の在留資格等別構成比は、2000 年から正規の在留資格を有する者の占める比率が上昇し、2008 年以降は 9 割以上が正規滞在者となっている。加えて、2012 年度の外国人受刑者の在留資格等別構成比は、「日本人の配偶者等」（20.1%）や定住者（23.1%）など、正規滞在者の比率が上昇傾向となり、出所後も在留することになる永住者の占める割合が、1992 年末の 3.5% から、2012 年末には 30.7% と大きく 9 倍に上昇している。一方、不法滞在は、わずか 5.9% に過ぎなかった。それに関連して、2013 年版犯罪白書によると、外国人受刑者の窃盗・強盗事犯者のうち、比較的刑期が短い出所者の約 6 割が国内に残ったことが明らかになっている。こうしたことから、F 指標受刑者の矯正処遇は、出所後の社会適応やキャリアパスも考慮に入れたデザインの修正が求められている。

ところで、外国人受刑者のうち、居住資格の窃盗・強盗事犯者の日本語能力を検証してみると、

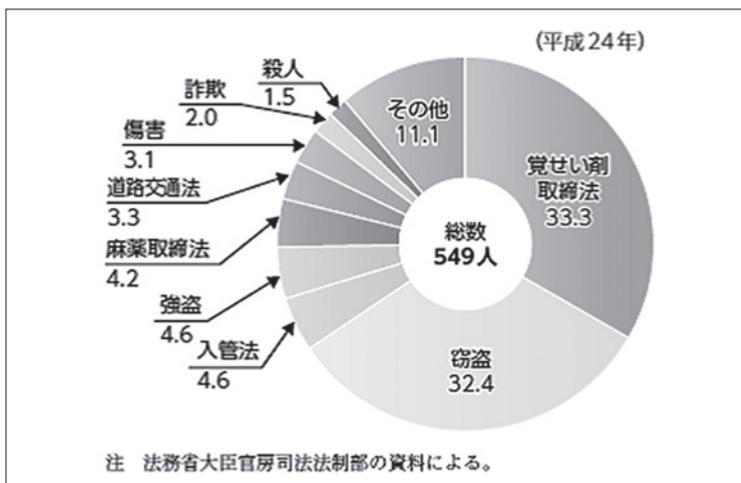


図 1 F 指標入所受刑者の罪名別構成比
（出典『平成 25 年版犯罪白書』56 頁）

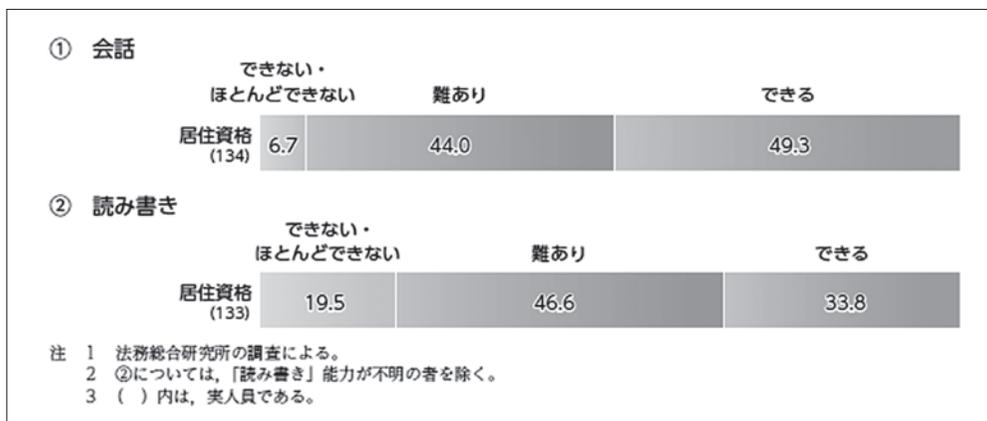


図2 窃盗・強盗事犯者（居住資格）の日本語能力別構成比（出典『平成25年版犯罪白書』70頁）

図2に示されるように、日常会話ができない者、または、日常会話に難がある者が半数以上におよび、読み書きについては、できない者、またはほとんどできない者が約2割、さらに、難がある者も加えると約3分の2にも達し、居住資格者は、出所後日本に在住する場合も少なくない。また、外国人受刑者の有前科者率は、2012年が61.4%、再び既決者として、刑事施設に収容される再入者率は36.0%にも上っている。そうしたF指標受刑者の円滑な社会復帰に向けては、社会生活や就労場面において必要となる日本語能力を高めることが強く求められている。なお、同白書でも、「刑事施設では、居住・定住型の受刑者に対し、教育的な指導の充実を図るべきである」ことが示唆されている。外国人受刑者に対する処遇や支援のあり方として、①就労支援を充実させる必要性、②不良交友等からの離脱指導の重要性、③居住・定住型の外国人受刑者による窃盗や覚せい剤事犯は再犯リスクが高いため、再犯防止プログラムを実施する必要性、④地域社会における相互理解や共生に向けた努力が求められているが、その中でも、基礎学力やその前提となる日本語能力の向上への取り組みが喫緊の課題であるという認識が高い。

3. F指標受刑者のための日本語指導に関する論点

刑事施設における日本語教育の導入は、矯正処遇の研究者や、現場で処遇を担当する職員によって、どのように受け止められているのであろうか。ここでは、F指標受刑者のための日本語指導に関して、これまでどのような論点が挙がっているのかについて検証する。

犯罪白書でも指摘されているように、日本語教育の重要性は、多くの刑事施設で意識化はされているものの、実際の処遇現場で任務に就く職員間では、さまざまな捉え方で受け止められている。1章で言及した、「専門研修課程専攻科第634回（被収容者処遇国際化対策）研修」に参加した刑事施設の職員に対して行ったアンケート調査においても、日本語教育プログラムの導入に対し、積極的ではない意見も寄せられた。そうした意見の中では、F指標受刑者の大部分は釈放後退去強制になり、以

後の再入国も制限されることから、日本の治安には直接影響せず、母国での自立更生の環境作りを早めに行わせるのが適切であるとする考え方があつた。また、日本語だけで身上把握は困難であるとする意見も依然として根強いことも事実である。加えて、外国語の言語障壁などにより、刑事施設内では十分な矯正処遇の実施が困難であると判断されるため、所内通用語を英語に統一し、職員に対しても、全員が英語で受刑者と意思疎通できるように、語学研修等で英語力の強化を行う方が、維持管理の効率性からも望ましいとする見方もある。さらに、いずれは出所する多数のF指標受刑者に対し、国税を費やして日本語教育を実施する必然性への懐疑的な判断もある。とりわけ、加害者であるF指標受刑者に対する言語サービスともいふべき通訳や翻訳といった対応は、国民感情、とくに、被害者の立場を慮ると、理解が得難い面がある。例えば、平成25（2013）年度における犯罪被害者給付金の総額は、12億3,300万円であり、24（2012）年度の15億900万円および平成23（2012）年度の20億6,500万円と比べ、それぞれ、81.7%、59%と、毎年減少している（平成26年4月24日警察庁広報資料「平成25年度中における犯罪被害給付制度の運用状況について」による）。一方、被収容者生活関連業務の維持に関する矯正収容費（執行額）は、2013年度は、259億8,300万円に上り、単純比較で、21倍もの国家予算が費やされている。さらに、矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備、矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施、矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進など、矯正処遇の適正な実施に関する予算額まで拮げると、平成23年度は、685億2,679万円にも上り、同じ年度の犯罪被害者給付金の33倍にも上る。被害者補償と被収容者の生活関連諸経費を単純に比較することはできないが、政策予算の比較が、一つの課題を提示していると言える事例である。

これに対し、今後のF指標の矯正処遇プログラムにおける日本語教育の役割は大きく、しかるべき処遇対策だと指摘する立場もある。日本における在留外国人の政治活動の自由と在留許可をめぐる事件で、外国人に対して憲法が保障する人権がどこまで保障されるのかという点でも指導的な判例とされているマクリーン事件に関する最高裁判決（1978年）の判例に基づき、「基本的人権の保障は、権利の性質上、日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶ」とする司法判断が示されている。こうしたことから、日本人と同様の処遇を行うことが原則であるが、言語、宗教、風俗、習慣等の違いがあることから、処遇上の配慮として、個別処遇が必要とされる。

先述した、2013年度の被収容者処遇国際化対策においても、多言語対応や職員への英語教育促進を支援する立場よりは、F指標受刑者への日本語指導に加え、職員に対する日本語教育研修を望む意見が多かった。そうした背景には、通訳や翻訳といった恩恵的な言語サービスを提供することに対する根深い懐疑意識があり、たとえ、そうしたサービスを提供しても、義務教育未修了者や、読み書きのリテラシーに問題を抱える受刑者も多いことから、通訳すら難しく、結果、再犯のリスクが高くなると指摘されている。矯正処遇は、受刑者の改善更生・再犯防止の観点から、日本人受刑者に対するものと同様に、引き続き日本に在留することになる外国人受刑者に対しても公平に行われるべきものであるという点から、日本語による矯正処遇の改善指導の在り方を再考する必要があるという立場に

依拠している。であるがゆえに、F指標受刑者側が、自己の意思を表明する努力を課し、自ら歩み寄る努力を支援する上で、日本語教育の強化が必要であるとする論旨である。外国人受刑者側が歩み寄る努力を支援するという捉え方が肝要であり、吉村（2012）、宮崎・吉村（2014）などでも論じられている。その他の理由として、翻訳を共助する特定の施設に依頼するも、業務多忙が日常化し、民間通訳が表現に苦慮するような矯正処遇上の専門的言語について説明するには自ずと限界があり、希少言語に対応できない事情もある。結果として、日常的な指導場面で意思疎通が図れないことで、被收容者の疎外感が生まれ、刑事施設職員との信頼関係が構築できず、指導の効果が低くなる。現在、刑事施設の職員は、日本語の意思疎通に工夫を重ねているが、このことが、F指標受刑者とのコミュニケーション方略の関心を高めるきっかけとなるのではないかと推察される。なぜならば、職員が、外国語で処遇することによる、精神的ストレスを避けることで、処遇の自信の回復にもつながり、自己肯定感に基づいた処遇力の醸成につながるという論理である。

つまり、外国人受刑者は、日本語を学習することにより、自己の意思を表明する努力を行っていかねばならず、施設の職員自身の矯正処遇観を醸成させるためにも必要なのである。一方、刑事施設職員は、外国人受刑者側のそうした努力を支援し、改善指導につなげていかなければならない。そのことによって、懲罰も減り、その減少は、職員の業務の減少にもつながるため、外国人受刑者と職員双方の利益に適う。日本語によるコミュニケーションが少しでも図れることにより、外国人被收容者の心情把握に寄与し、ひいては、他の受刑者や職員とのトラブル等の規律違反行為の結果、閉居罰などをはじめとする懲罰の減少につながる事が期待でき、円滑な処遇を遂行する上で不可欠な整備である。太田（2014）は、外国人受刑者に対する日本語教育を、積極的な社会復帰処遇としての性格を明確に打ち出した上で、それに見合った内容へ充実させ、生活技能訓練や職業訓練などと組み合わせることを提言している。

しかしながら、こうした日本語教育の導入は、F指標受刑者に対して、日本的な価値観に基づく、一方的で強制的な処遇を押し付けていると捉えかねないことも危惧され、そうした状況が、処遇困難化を引き起こし、外国人被收容者の心情把握の困難さにつながると共に、F指標受刑者が自暴自棄に陥り、精神的に不安定な状況を産み出しかねないことにも留意する必要がある。F指標受刑者の処遇を考える場合、法制度の問題だけではなく、言語や風俗習慣、宗教に関する問題もおざりにはできず、孤立感とどのように向き合うかも重要な課題であると言える。具体的に、收容施設で日本語を理解する必要のある場面や項目については、以下がその一例である⁴。

技能習得だけでなく、勤労の習慣を身につけさせ、時間の活用によって、受刑者の心情の安定と施設の治安維持に資することを目的とした刑務作業における作業安全教育、心情把握を図るための面接場面、施設の保安、反則行為の教示、作業指導・機械操作・安全遵守事項等の説明、職業訓練、円滑な受刑生活、再犯防止、職員との信頼関係の構築、出所後の日本での合法的な就労の促進、医療上の指導、受刑者の病状把握、医療上の措置等の文書による説明・署名要求、願箋等の記載、改善更生、改善指導、生活指導に関する指導・助言

なお、前述した「被收容者処遇国際化対策研修」の参加者からは、もともと、円滑な社会復帰・再犯防止に向けた、体系的な日本語教育を実践している施設は極めて少ないことと、多くの刑務官は意識化していないため、矯正プログラムの支援として、可能であれば、大学との連携を図りながら、こうしたF指標受刑者に対する刑事施設向けの日本語教育用のテキストの製作依頼や、各国の文化的特徴をまとめた資料、行刑施設特有の「集団行動」的要素を多く取り入れ、円滑に集団生活を送る日本語教育などの支援を望む声も高かった。

4. 専門研修課程専攻科第655回（日本語指導指導担当者）研修

こうした状況から、法務省矯正局は、2014年度、新たに刑事施設における日本語担当者のための研修プログラムを企画立案した。刑事施設内で、日本語指導を担当する場合の態様としては、「刑の執行開始時の教育において、国際専門官による指導」、「工場での就業開始後、希望する受刑者に、分類教育部の職員の補助の下での外部講師による指導」、「一般改善指導としての日本語教育指導」、「分類教育部の矯正専門官による一般改善指導としての社会適応化訓練」などが想定されるが、当該研修の参加者は、F指標受刑者の教育または処遇に携わっている、13刑務所と2少年刑務所から派遣された、看守部長、副看守長、教育専門官、法務事務官、看守、主任看守、および教育統括などであった。彼らは、刑務作業における作業安全教育、心情把握、職業訓練、医療上の指導、改善指導、生活指導に関する指導・助言改善更生、出所後の就労促進などの場面において、効率よく指導するために必要とされるF指標受刑者の日本語能力を、どのように向上させるかに関して、おしなべて高い課題解決意識が備わっていたが、そうした参加職員に対し、日本語教育の意義と、処遇上特別な配慮を要する受刑者とどう向き合うべきかを意識化する目的を含んでいる。この研修では、国連極東アジア犯罪防止研修所の吉村幸司教官の協力を得ながら、筆者も、「専門分野のための日本語指導」を担当した。修了後実施された参加者アンケートによるフィードバックでは、日本語指導に対する自覚が深まり、自分なりに体系化でき、シラバスの作成ができて良かったという意見があった。また、採り入れていきたい内容があり、見識を深めることができた、実際に行われている施設の指導方法を具体的に学ぶことができた、日本語指導に対するアプローチ、教材選定について役立ち、指導案作成のノウハウが学べたという感想もあった。さらに、「この研修で習得した知識および技能をどのように役立てたいか」という問いには、現在指導に用いているワークブックについて見直しを行い、改良を加えていきたい、刑執行開始時指導に活かしていきたいという積極的な意見が上がっていた。加えて、研修継続の必要があるかとの質問には、継続して日本語指導者の養成をしていく必要を強く感じるという意見もあった。

一方で、カリキュラム編成における改善点として、「外国人に対する日本語教育の実践現場、とくに日本語教育を実施している刑事施設を参観したい」、「幹部職員、国際専門官、処遇部門担当者、教育専門官なども、幅広く参加すべきである」、「教育専門官と処遇専門官との関係性の見直しを図り、教育専門官だけではなく、処遇専門官も集め、日本語指導の研修を行う必要がある」などという意見

も、いくつか寄せられた。こうした意見から把握できるのは、やはり、多様な施設関係者が、日本語実践指導場面を見ることによって、具体的なイメージが湧くのではないだろうかと推察できる。

5. 国際対策室設置刑事施設における日本語教育

4章で紹介した、「日本語指導指導担当者研修」では、国際対策室において矯正処遇の業務に就く職員も登壇し、講義を行った。国際対策室は、1995年に設置が始まり、同時に、国際専門官も配置されたが、現在、5カ所の刑務所（府中、横浜、福島、大阪、栃木）に設置されており、栃木刑務所を除く、4施設が男子刑務所となっている。主な業務として、「外国人受刑者の処遇に関する翻訳および通訳」、「外国人受刑者の処遇に関する調査」に加え、「関係機関との連絡調整に関する事務等」などがある。例えば、府中刑務所を例にとると、受刑者の使用頻度の多い中国語、ペルシャ語、スペイン語、ポルトガル語などに堪能な国際専門官を配置し、民間の通訳会社から派遣されている常駐の通訳人のほか、外部協力が登録され、外部交通（外部とのコミュニケーション）に対応している（谷澤・野村2006）。また、府中刑務所と大阪刑務所では、他の刑務所からの依頼により、翻訳や通訳の共助を実施（2012年度 通訳73件（モニターを使用）、信書の翻訳25,006件、信書以外の翻訳1,556件、職員の応援派遣51件）しており、繁忙な業務が恒常化していることが問題となっている。その他の外国人受刑者を収容するF指標の刑務所でも、職員に対する外国語の研修や外国語の能力を有する職員の確保を図っている。一般に、受刑者の入所時には、生活指導を行い、「所内生活の心得」等の冊子を居室に備え付けているが、F指標施設では、主な外国語に翻訳されたものを整備し説明に充て、所内生活において必要な事項等の告知、指導を行っている。こうした告知がなされないと、所内での規則に違反した場合でも、懲罰を科すことができないからである。彼らは、日本人と風俗習慣を異にしており、食事等の生活習慣や宗教等の点で相応の配慮が必要であるため、それなりに配慮しているが、外国人受刑者は、異国の地で受刑していることに加え、言語、生活習慣、宗教等の点で受刑生活に不自由を感じ、孤独感や疎外感に陥り、自国での生活や処遇と比較して、不平不満を持つ者も少なからずいる。そのため、生活に関連する事項として、宗教上禁忌とされている食材（イスラム教やヒンズー教の豚など）を含む料理については、本人からの申し出により、代替食を給与するなどの配慮を行い、宗教家の行なう宗教上の儀式・行事に参加し、宗教上の教誨を受けることができる機会を設けるよう配慮している。その他には、書籍の閲覧等として、外国語書籍や外国語新聞等の備え付け、外国語のテレビやラジオ番組を視聴する機会を設けている。

ここでは、栃木刑務所に焦点を当て、どのような指導が行われているかを概観する。2014年度、国内女子刑務所として初めて、国際対策室が設置され、最大人員を収容する栃木刑務所の日本語指導の概要を説明する。栃木刑務所には、東京管内の女子受刑者、全国の女子少年受刑者、および東日本の外国人女子受刑者（F指標被収容者：処遇分類級FW）が収容されており、2014年6月6日現在、定員655名のところ、日本人受刑者683名（77.5%）、F指標受刑者154名（22.5%）の計837名が収容され、過剰収容状況が継続している。F指標の母語別統計では、英語圏が9名（5.8%）、英語圏以

外が145名（94.2%）となっており、圧倒的に、英語以外の母語使用者が多い。ここでは、2012年度から処遇部門職員による日本語教育を開始し、2013年度からの試行として一般改善指導としての日本語教育を実施し、2013年4月から、1年2クール（1クール5か月10回）実施している。そして、2014年度からは、国際対策室が設置され、一般改善指導の一環としての日本語教育が導入され、指導計画・指導案を策定し継続実施している。実施形態としては、工場就業者を対象に受講希望者を募り、処遇審査会で選定した女性受刑者を対象に、日本語指導を行っている。指導方針として、授業の参加意欲を高め、受刑生活に対する意欲の維持・向上を目的とし、あいさつをはじめ、体調の伝え方（医務受付）、数字、物の数え方、施設内の設備や物品の言い方、文章や手紙の書き方などの内容を、月2回、1時間ずつ、3クラスに分け実施しているが、刑務所での生活について学び、受刑生活への不安軽減につながることを期待されている。こうした矯正指導は、業務に対する理解を深め、外国人受刑者の言語問題を認識し、処遇担当者による受刑者の成長の実感、心情把握の徹底、若年職員の成長といった効果などが期待されている。今後の課題として、コミュニケーション能力不足からくる、F指標受刑者のストレス軽減や心情把握の徹底、それに伴う受刑者の日本語会話力向上が課題とされる。また、実施内容および方法の体系化、職員の指導力向上、主任、各区専任の副看守長、看守部長などといった処遇部門担当者と、国際専門官などから構成される国際対策室の連携による実施などの効果検証が必要となる。

6. 結語：F指標受刑者のためのグローバル化をめざしたプログラムへの提言

以上、本稿は、日本で収容されている外国人受刑者のうち、日本人と異なる処遇が必要と認められるF指標受刑者に対する日本語教育の意義、ならびに期待される効果について論じた。F指標受刑者に対する日本語教育は、受刑者の多文化・多言語化に対応するための矯正処遇のグローバル化を考える上で、重要な処遇政策と位置付けられるが、同時に、社会文化観、宗教観、食生活習慣、言語等の差異を考慮に入れながら、刑務作業⁵、改善指導（一般改善指導、特別改善指導）や教科指導などの任務に当たる処遇担当刑務官の職務能力の向上を図る必要がある。一般改善指導として日本語教育を導入することについては、その利便性に理解を示す関係者もいるが、導入の結果、果たして、日本人と同様な矯正処遇を課すことが可能か、また国際移送されることが想定されるF指標に、どこまで日本語指導を行えばよいのかといった観点から、さらには、刑務作業時間が割かれてしまうという所内事情等から、導入に慎重な意見もある。しかしながら、日本語を媒介として、懲役中に科せられる作業によって得られる技術習得や異文化規範の学びは、たとえ、送出移送対象者であっても、結局送出先でのキャリアパスや社会参加につながっていく可能性は否定できない。さらに、永住者、定住者であれば、より現実的に、社会にリエントリーさせる上で、自らの役割参加について振り返らせ、社会とのかかわりを再構築させる上で、日本語指導は欠かせない改善指導となる。また、配役中に、小中学校課程の補習教育、義務教育、就労支援指導、教科教育、一般改善指導、収容所を出た後の、社会復帰支援事業などの機会を提供するのは、本人の社会参加を促す重要なプログラムである。一方、

F 指標受刑者の社会適応リテラシー（識字能力）の向上を考慮する場合、施設の看守、法務事務官、処遇専門官、教育統括、国際専門官などといった職員の意識化を図り、教育専門官だけではなく、施設職員が総力戦で、何かしらの日本語指導に携わることが望ましい。そのためにも、2014年度に行われた、日本語指導指導担当者研修などを継続的に企画すると共に、国際対策室での社会適応プログラムや、日本語指導のカリキュラムの内容を、できるだけ共有化するとともに、大学や日本語教育の専門家との共同連携を図り、創意工夫することが求められる。外国人被收容者処遇については、まだ十分システム化されておらず、多様化するF指標受刑者に対応しきれていないのが現状であるが、そうした他領域との学際連携の推進が、矯正処遇のグローバル化につながると確信する。

【注】

- 1 中長期在留者172万2,710人と特別永住者数36万3,893人の合計（永住者31.9%、特別永住者17.4%、留学9.4%、定住者7.6%、日本人の配偶者等7.1%、家族滞在5.9%、技能実習2号口4.2%、人文知識・国際業務3.6%、技能実習1号口3.2%、技術2.2%、その他7.3%）2014年6月末現在における在留外国人数について（確定値）法務省）
- 2 平成25（2013）年4月1日現在、刑事施設は、本所が77庁（刑務所62庁（社会復帰促進センター4庁を含む。）、少年刑務所7庁、拘置所8庁）、支所が111庁（刑務支所8庁、拘置支所103庁）に上り、平成24年末の收容人員は、6万7,008人（前年比4.1%減）で、收容率は73.9%（既決82.2%、未決40.5%）であった。刑務所の内訳は、刑務所支所（99施設）、少年刑務所（7施設）、少年刑務所支所（7施設）、拘置所（8施設）、拘置所支所（5施設）が配置されている（平成25年度『犯罪白書』）。
- 3 受刑者移送には、条約締約国で刑の言渡しを受け拘禁されている日本人受刑者を我が国に移送する「受入移送」と、我が国で刑の言渡しを受け拘禁されている外国人受刑者をその母国等である条約締約国に移送する「送出移送」が実施される。移送には、両国及び本人の同意が条件で、2014年5月末までの実績は、送出移送257（20か国）、受入移送6人（アメリカ4人、韓国2人）
- 4 専門研修課程専攻科第634回（被收容者処遇国際化対策）研修（2013年7月30日法務省矯正研修所）にて、筆者が講義した「多文化社会と専門分野別日本語教育」の中で行った課題シートから抜粋
- 5 例えば、府中刑務所の刑務作業には、自営（炊事、洗濯、営繕など）、木工（収納家具等の製作、小物製品製作）、印刷（各種帳票類印刷、名刺・挨拶状等印刷など）、洋裁（子供服・婦人服・布バック等縫製）、金属（金属部品加工・組立、車検整備、板金塗装など）、革工（革小物制作）、玩具組立、職業訓練（情報処理科、木工科、自動車整備科（2級・3級）などが用意されている。

【参考文献】

- 秋葉裕子（2013）「一般改善指導としての日本語教育の試行について」『刑政』第124巻第10号、矯正協会、pp. 120-127.
- 阿部真紀子（2014）栃木刑務所処遇部首席矯正処遇官（処遇担当）「栃木刑務所における「日本語教育」について」専門研修課程専攻科第655回（日本語指導指導担当者）研修資料太田達也（2014）「外国人犯罪者の再犯と出入国管理」『法律のひろば』第67巻第1号、ぎょうせい、pp. 10-17.
- 岡田和也（2013）「平成25年版犯罪白書—外国人受刑者・外国人少年院在院者に関する特別調査を中心として—」『罪と罰』第51巻1号、日本刑事政策研究会、pp. 70-81.
- 法務省（2014）平成25年度『犯罪白書』
- 法務省司法法制調査部（2013）『矯正統計年報I』
- 宮崎里司（2011）「市民リテラシーと日本語能力」、『早稲田日本語教育学』第8号・9号、93-98頁

- 宮崎里司（2013）「グローバルレベルと市民レベルで協同実践する行為主体者（アクター）から捕らえる新たなアーティキュレーションの提唱」、『教職学研究』第5号 29-44頁，早稲田大学大学院教職研究科
- 宮崎里司・吉村幸司（2014）「外国人受刑者の矯正処遇の在り方：日本語教育の観点から」『TRANSCOMMUNICATION Vol. 1 2013』国際コミュニケーション研究科，pp. 45-58.
- 谷澤正次・野村尚子（2006）「府中刑務所における外国人受刑者処遇とその実情について～処遇の現場から～」『刑政』第117巻第8号，矯正協会，pp. 30-42.
- 吉村幸司（2012）「外国人受刑者に関する処遇上の問題点とその対策—横浜刑務所国際対策室新設後の1年間の業務を通して—」『罪と罰』第49巻3号，日本刑事政策研究会，pp. 38-45